

平成26年度第4回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時：平成26年10月31日（金） 16時30分～18時30分

2 場所：議会棟 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

宮本みち子委員（会長）、大場隆委員（副会長）、浅野雅子委員、在原つかさ委員、伊藤雅子委員、榎沢良彦委員、久留島太郎委員、野中定枝委員、畠山一雄委員、原木真名委員、藤澤彩委員、山崎淳一委員、吉江規隆委員、吉田美子委員（五十音順）

(2) 事務局

【こども未来局】 石井こども未来局長、片桐こども未来部長

【こども未来部こども企画課】 植草課長、鈴木課長補佐、上田主査

【こども未来部健全育成課】 渡邊課長、丸山こども家庭支援室長

【こども未来部保育支援課】 松浦課長、秋庭課長補佐

【こども未来部保育運営課】 若菜課長、中谷担当課長、岡崎課長補佐

【保健福祉局健康部健康支援課】 角田課長

4 議題：

(1) 教育・保育の「確保方策（案）」について

(2) 地域事業の「確保方策（案）」について

(3) 事業計画の位置づけと骨子（たたき台）について

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 教育・保育の「確保方策」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(2) 地域事業の「確保方策」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(3) 千葉市こども・子育て支援事業計画 骨子（たたき台）について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(4) 次回の会議について事務局より説明があった。

6 会議の経過：

○鈴木こども企画課長補佐 大変お待たせいたしました。

ただいまから、平成26年度第4回千葉市子ども・子育て会議を開会いたします。

私は本日司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は岡本委員、小倉委員、佐藤委員、森島委員から欠席のご連絡をいただいております。

出席委員ですけれども、14名でございますので、条例の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様のご紹介、及び事務局職員の紹介はお手元の委員名簿、席次表の配付によりかえさせていただきます。

続きまして、お手元の資料等を確認させていただきます。向かって左側でございます。次第、席次表、委員名簿、会議の公開について、真ん中中央ですけれども、配付資料、右側ですけれども、青いバインダーで参考資料集をお配りしております。中央の配付資料でございますが、資料1としまして、教育・保育の確保方策案について、資料2、地域事業の確保方策案について、資料3、（仮称）千葉市こどもプランについて、資料4、子ども・子育て支援事業計画骨子（たたき台）。以上の4点でございます。不足はございませんでしょうか。

お気づきの点がございましたら、事務局にお申しつけください。

また、青いバインダーの参考資料でございますが、その中にお持ち帰りになりたい資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

次に、会議の公開に関する取り扱いでございますが、お手元の「会議の公開について」にありますとおり、この会議は公開にて行われております。

会議を傍聴される皆様におかれましては、お手元の傍聴要領の2に記載しております注意事項を守っていただきますようお願いいたします。注意事項に反した場合は、退場していただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の石井よりご挨拶を申し上げます。

○石井こども未来局長 改めまして皆さん、こんにちは。こんにちはといいますか、そろそろこんばんはに近い時間帯になってしまいましたが、お忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

さて、非常に厳しいスケジュールの中、皆様のご協力をいただきながら、9月下旬から10月にかけて、各6区で利用者向けの説明会を実施させていただきました。そして、いよいよ来週から保育所等の受付事務が始まるわけです。我々事務方としましては、準備100%そろえたつもりでおりますが、またいろいろな面で皆様方を初め、受付に来る皆様方に多少混乱が見られるかと思っておりますが、そこは区と我々全員で協力しながらスムーズに事

務が行われるように努めていきたいなと思っております。

さて、市政だより、あるいはホームページ等、あるいは新たなリーフレットを作成して、いろいろ新制度のPRに努めてまいりましたが、皆様方におかれましては、どうぞ幅広くご関係者の方に今後ともご周知いただければ非常にうれしいところでございます。

さて、かなりのスピードで少子化、子どもの数が減っていくという状況の中で、そうした中でも我々につきましては、施設整備等も含めまして、子どもたちが住みやすい千葉市にするために、今後とも努力を続けていきたいと思っております。今回も、2時間強でございますが、忌憚のないご意見をいただいて、皆様とともに住みやすい千葉市をつくっていききたいと思っております。

それでは、今日はよろしく申し上げます。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、宮本会長よりご挨拶をお願いいたします。

○宮本会長 どうも皆様、こんばんはというか、そろそろ暗くなるころでございます。今日は第4回ということで、今まで大分数字の話でしたけど、ようやく全体がまとまってきたので、今日あたりはもう実質的な意見交換ができる段階に入ったと思います。

限られた時間ではありますけど、できるだけたくさんの意見を出していただいて、少しでもいいものにしていきたいと思っております。

この会議の日程調整が大分難航して、一つの原因は私かなと思っております。ご迷惑をかけて申しわけないと思っております。あと数回、開催されますけど、できるだけたくさんの委員の皆様の出席できる日に決めていければいいかと思っております。最後までよろしくをお願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 それでは、進行を宮本会長にお願いいたします。

○宮本会長 それでは、本日のまず進め方について事務局からご説明をお願いいたします。

○植草こども企画課長 こども企画課の植草でございます。座って説明させていただきます。

本日の議題でございますが、4点ございます。まず、議題の1と2でございますけども、こちらは前回イメージをお示した教育・保育及び地域事業の確保方策でございます。数字の確定につきましては、国や市の予算の関係等もございますので、もう少々先になるかと思いますが、大筋の考え方は本日皆様のご意見を伺った上で、固めさせていただきたいと考えております。

それから、議題3でございます。こちらは、新制度の事業計画について本市における位置づけ、骨子をご説明した上で、計画に記載いたします具体的な内容の骨子、こちらの内容につきまして、次回に向けたいわゆるたたき台をお示しするものでございます。

それから、議題4でございますけれども、こちらは新制度に関する市民への周知・広報に関するご報告と今後のスケジュールのご案内でございます。

本日も時間が限られた中で申しわけございませんけれども、なるべくコンパクトな説明を心がけますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○宮本会長 どうもありがとうございました。

今ご説明のとおり、主な議題は3点ということでございます。

それでは、議題1の教育・保育の確保方策案、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○秋庭保育支援課長補佐 それでは、資料1をご覧ください。教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(26.10.31案)全市という表題で、A3の横長のものです。

まず、一番上aのところ、これは前回もこちらで提示してあるものですが、全体の27年度から31年度までの全市の量の見込み、それから、bのところ確保方策というのがありまして、最後の需給ギャップのところb-aでまだ需給ギャップがあるところにマイナス等が立っている、そういう表になっております。

これは前回と見比べますと、若干数字、中身に差はございます。若干の差というのは、26年度、今現在整備事業者を決めているところですが、要は26年度の発射台といえますか、今現在どれだけ整備をしているかということによって、27の最初の数字が変わってきたりするものですから、そういったところで全体の数字が微妙にずれている。それから、何区に何の施設をつくるかということで、それぞれの施設、定員が小規模の保育所であれば、定員が0歳だったら何人とか、そういう想定を若干変えたりしてしまっていて、全体で多少のずれが生じているというところはございますが、基本的な考え方につきましては、前回と変わりはございません。

続きまして、下の方におきまして、左中段ですけれども、順にご説明いたします。まず、上の表の考え方としまして、1の現状でございます。大きく3点ありますが、まず現状としましては、27から31年度までの5年間で、子どもの数が、特に0から2歳児を中心としまして、大きく減少、全体として約2,700人ほど減少すること。これが、推計児童数ということで、表にありますけれども、一番右、27から31でそれぞれの年齢ごとに書いてありますけれども、0から2歳児を中心として、合計では2,700人ほど児童が減少するということがございます。

次に、2点目ですが、一方、当面、保育需要につきましては高止まりすると見込まれておりまして、特に0～2歳児につきまして、需要と供給に大きなギャップが生じていること。これが、左下の表になります。27年度における「量の見込み」と「確保方策」というところで、0と1・2歳の3号のところ、このところで特に需給ギャップが大きくなっているというところ です。

続いて3点目ですが、3歳から5歳における教育需要は現状で充足しておりまして、地域、園ごとに差はございますが、認可定員ベースで見ますと、私立の幼稚園には余裕が生じていること。これが、すぐその下の表でございます。私立幼稚園園児数等の状況ということで、26年度充足率、表の一番右下ですけれども、69.6%ということで入所率は約70%になっているところでございます。

続きまして、矢印で下の方に行きまして、II番目、この現状を踏まえて確保方策設定の

基本方針でございます。全部で大きく5点ありますが、まず一つ目です。平成31年4月までに量の見込みに対する教育・保育の受け皿を確保するというところが1点目。

それから2点目ですが、全国的な保育需要のピークが29年度末であること。これは全国的に29年度末というのもございますが、そもそも今、国が進めている待機児童ゼロ達成の目標年度が29年度末ということもございまして、そこまでに量の見込みの80%を確保しようということ。これは、平成28年4月、29年4月と、毎年きれいに同じ割合でやっていきますと、この30年4月までには75%の確保ということになります。それを若干早めまして、ここまでに80%を達成しようというところでございます。

続きまして3点目です。先ほどの現状のところにも出てきましたが、将来的な就学前児童数の減少を見据えること。これは、子どもの数は確実に今減っているということをしっかりと見据え、前提にしまして、主に次の手法により既存資源を積極的に活用するということです。

具体的には、まず一つ目、私立幼稚園の認定こども園への移行でございます。矢印で書いてありますが、特に幼稚園には幼児教育のノウハウ、それからすぐれた施設環境というのが既にございまして、そういったものを活用させていただきたいと。そこで、保育を必要とする子どもを受け入れていくというところが一つ目でございます。

それから二つ目、これも市内に多数ございます、認可外保育施設。これを認可化していこうというのが二つ目です。

それから三つ目。既にある既存の保育所、これの定員変更、分園設置、これも既存施設の有効活用策の一つとして位置づけること。

それから、四つ目です。新しく地域型保育給付に位置付けられますけれども、事業所内保育事業ですね。これに、従業員の方だけではなくて、地域のお子さんたちも預かる地域枠というものを設定していただきまして、こういった資源を活用して、保育の需要を吸収していこうというものでございます。以上が、柱の基本方針の3点目です。

続きまして、基本方針の4点目ですが、保育需要の変化への柔軟な対応が可能な地域型保育事業。これは、小規模保育ですとか、繰り返しになる部分がありますが、事業所内保育、こういったものを促進していこうというところなんです。

最後、5点目ですが、これは今現在で31年度までの計画を立てておりますが、これにつきましては中間年度を目途にして、改めてこの計画の妥当性を検証しまして、必要に応じて見直しを行っていくということを基本方針の一つとしております。

右側に行きまして、若干今の説明にプラスするところですけども、Ⅲ認定こども園についてでございます。これにつきましては、まず27年度の認定こども園の状況のご紹介といたしますか、説明になります。来年春からの認定こども園につきましては、現在7カ所を実施する予定でございます。一番上からウイズダムナーサリー、かしの木、千葉女子専門学校附属聖、幕張海浜、打瀬、これが私立で5カ所、それから6番目、7番目、公立保育所で千城台東第二、幸第三保育所です。

この中で、かしの木というのが上から二つ目にありますが、このかしの木については今もございまして、一番右側に地方裁量型とありますが、幼稚園の認可も保育所の認可も受けていない地方裁量型という型になります。それ以外の私立につきましては、民間保育園からの移行になります。ただし、三つ目です。千葉女子専門学校附属聖につきましては、これは幼稚園もやっております、幼稚園と保育園両方今現在運営しております、両方が合わさって認定こども園に移行するというものでございます。

それから6番目、7番目、公立保育所ですけれども、これは保育所型、保育所の認可を受けて、幼稚園の認可は受けずに、幼稚園機能を持たせるものでございます。

続いて下の丸印、幾つかありますが、大体今ご説明したとおりですけれども、私立幼稚園からの移行は1園のみ、これは聖幼稚園が1園のみと。それから、公立保育所の2カ所につきましては、今申し上げたとおりです。それから、その次の丸印ですけれども、本市としましては認定こども園の普及というのは、これは促進していくという立場でございます。

それから最後、確保方策、まだ案ですけれども、これにおける認定こども園の箇所数としましては、私立幼稚園からの移行で52園、それから保育所からの移行で44園ということで予定して、計画上は位置づけてございます。

続きまして、その下IV番目、小規模保育事業、事業所内保育事業についてでございますが、これにつきましては確保方策における箇所数というのを表であらわしております。小規模保育事業につきましては、27年から始まるものも含めて、全部で72カ所です。事業所内保育事業につきましては、15カ所を位置づけてございます。これは先ほどもちらっと出しましたが、27年度の小規模保育事業の16カ所、それから事業所内保育は今0カ所になっておりますが、まだ来年の4月、何カ所になるかというのは引き続き募集もいたしますし、それから審査も継続してまいりますので、最終的な数字、発射台というのは、これはまだずれる可能性がございますので、その場合はまた改めて、この数字が置きかわることになります。

それから、このページの最後でございますが、5番目の確保方策実行に当たっての主な課題でございます。全部で6点挙げております。まず一つ目ですが、私立幼稚園の認定こども園の移行です。移行と、0～2歳児の受入れ、これをどのように促進していくかというのが一つ目です。

それから二つ目ですが、小規模保育事業の新設です。これにつきましては、IVのところでご説明しましたとおり、全体で72と非常に数も多く設定しておりますので、これの新設をどのように促進していくか。また、連携施設というのが必要になってまいりますので、この確保というのが非常に重要になって参ります。

それから三つ目ですが、これは教育・保育の「質」の維持・向上でございます。新制度の一つの特徴としまして、形式的な要件を具備していれば、基本的には認可しなければいけないというのがございまして、これに対してどのように保育の質を確保していくかとい

うのが非常に大きな課題の一つとして挙げられるところがございます。

それから四つ目ですが、箇所数をこれだけ増やすということで、その箇所数に見合う保育士の確保になります。全国的に保育士が不足しているという状況の中で、そういった教育・保育人材をどのように確保していくかということでございます。

それから五つ目ですが、特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育の提供、こういったものをどのように図っていくかということですが、主に、例えば、障害を持った児童さんに対してどのように人材の確保を図るか、どのように入所の調整をしていくか、そういったことになってこようかと思えます。

それから6番目です。基本方針のところでもお話ししましたが、今現在まだまだ需給ギャップがあつて足りないという現状がありますが、子どもの数は確実に減っているというところで、今一生懸命つくったものが将来的には余ってくるというような状況を迎えることが想定されますので、それに対してどのように対応していくかというのを課題として挙げさせていただいております。

このページは以上でございます、次のページからは「量の見込み」と「確保方策」につきまして、区ごとに説明をしてあります。

表の見方としましては、区ごとに分かれているだけで先ほどと、同じものになっております。

さらに下、横長の表がありまして、左下に推計児童数の表がありまして、それから真ん中辺に27年度における「量の見込み」と「確保方策」の需給のギャップの表がありまして、このギャップを埋めるために、上の方の横長の表は子どもさんの数で書いてありますけれども、この下の方は確保方策としてそれぞれどの園、どの種別の園、事業者をどれだけ整備していくかという、認可していくかという表がついております。それぞれ、私立幼稚園からの移行、それから保育所からの移行、右側に行きまして小規模保育、それから事業所内保育の事業所の数というふうに表としてはつくっております。

簡単にポイントだけご説明しますと、まず中央区ですけれども、ここにつきましては、推計児童数の27から31年度のところに点々と丸で囲んでありますけれども、27から31まで、ほかの区は全て児童数減少すると推計しておりますが、この中央区だけは27から31まで児童はこの表で行きますと591増えると、中央区だけはまだ児童の数が増えると推計しております。

今現在受給ギャップが0歳ですと423、1・2歳ですと501、3歳から5歳の2号児童ですと75まだ足りないとなっております、それに対しては幼稚園からの認定こども園への移行が5年間で9カ所、保育所からの移行が9カ所、それから確保方策、これにつきましては小規模と事業所内合わせて34カ所ということで、非常に多めの整備をするというふうにしております。

右下でポイントがある場合、一番右に書いてありますが、二つポイント書いておりますけど、一つは先ほど申し上げたとおり、就学前児童数が中央区だけは唯一増加していると

いう状況ですので、中央区については特に多くの受け皿を確保する必要があるというところでございます。

同じページの下の方、2番目、花見川区です。表の見方は一緒です。27から31までは子どもの数は363人減ると推計しております。あとは、確保方策、それからそれぞれの箇所数につきましては、記載のとおりでございます。

ページ変わりまして、3番目の稲毛区でございます。ここにつきましても、数値につきましては、推計児童数としては27から31で529減るというところでして、需給ギャップが表のとおり、それに対してどのように整備していくかというのが右側の三つの表の記載のとおりでございます。

続きまして、若葉区でございます。若葉区につきましては、推計児童数のところで点々と囲んでありますけれども、6区の中で一番子どもの数が大きく減ると推計しております。27年の推計児童数から見て、1,761減ると。率で言いますと73.6%になるということで、一番大きな減を見込んでおります。ですので、一番右、確保方策としては書いてあるとおりですけれども、一番右下の表にあるとおり、そういった保育需要の減少を見据えた受け皿の拡充というのを考える必要があるというところなんです。

ページをめくりまして、5番目の緑区でございます。緑区につきましては、推計児童数、ほぼ横ばいでございます。ただし、全体ではほぼ横ばいなんですけど、やはり0・1・2歳は減ると、一方3・4・5歳については27から比べると増えるという推計をしております。以下右側、需給ギャップですとか整備数、箇所数については記入のとおりでございます。

最後です。美浜区ですけれども、ここについては、特徴的なところが、下の表の真ん中ですね、27年度における「量の見込み」と「確保方策」のところの点々なんですけど、需給ギャップです、27の需給のギャップが美浜区は最も小さいというところなんです。特に3歳から5歳の2号児童になりますと、もう現時点で需給ギャップはもうないということになります。0から1・2歳につきましても、他区と比べて非常に小さいというのが美浜区の特徴になっております。

説明としては以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

だいぶ数字の意味と状況がわかりやすくなってきたと思います。

それでは、これ以降はこの資料に基づいて意見交換をしたいと思いますので、どなた様からも、挙手をしていただければと思います。

どうぞ。

○野中委員 野中です。

確保方策設定の基本方針というところで、3の③既存保育所の定員変更・分園設置というところですが、前に見せていただいた資料でもかなり定員を超えて入っている園が多かったと思うんですけども、定員を増やすことで何か詰め込み的な形で、定員を増やすというのはちょっと反対です。

場所によると思うんですけども、私も何か所か見せていただいたときに、ホールが保育室のかわりになっていたりですとか、やはりそういう質はすごく悪くなってくると思うんですね、定員を増やすことで、一人一人のスペースが減っていくということなので。

前に下限を64時間から下げないということにしたときに、下げていただいたほうが保護者としてはありがたかったんですけど、今ある保育の質を下げないということを私の中では条件にして意見を言わせていただいたんですけども、定員を増やすことで待機児の減少を図るということは避けていただきたいなということを申し上げたいです。

見せていただくと、区によって大分今後の傾向が違うようで、中央区とかは増えていくということなので、定員増による形ではない確保を考えていただければと思います。

以上です。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 今のご質問といたしますか、ご指摘にお答えしますと、3の③既存保育所の定員変更・分園設置ですけども、ここで書いてある定員変更、分園設置につきましては、今ある保育所を、例えば建て増ししたりして、必要な面積をそれぞれ工事等で増やして、定員そのものを増やすという考えでございまして、今ある枠の中に子どもさんの数を増やして入所していただくということではございません。

ちなみに、今回のこの計画全てが定員を超えての入所ではなくて、この数値は基本的に全て定員ベースでやっておりまして、イコール定員を増やすというのは部屋の面積、保育所の面積等を増やすということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○宮本会長 野中委員、今の件について。

○野中委員 建て増しなどということなんですけれども、建て増したらその分園庭が減ったり、弊害が出てくるのではないかなというところが心配なのと、あとやはり規模を大きくするというのは保育所の機能としてどうなのかなということを考えます。やはり子どもが多いと、声とかもすごい騒ぎで落ちつかない生活の場になってしまうのではないかなということが質の低下に結局つながっていくのではないかなと。

大規模なところの保育所の先生は、すごく忙しいということも伺いますので、忙しくて子どもの状態を把握するのに大変ということになってくると思うんですね。クラスだけじゃなく園の子どもたち全員を把握していくのに、所長先生だけではなくて、やはり保育所の家庭としての機能を考えたときに、それはどうなのかなと私は思いますので、よろしくをお願いします。

○宮本会長 山崎委員、手が挙がっていましたが。

○山崎委員 前にも説明があったかもしれないんですが、先ほど基本的に平成31年度には2,710人減るわけですよね、子どもが。それを多く見ると若葉区が1,000人近く減るわけですね。1,700ですか。そのほかは大体、そのほか全部で千何百人ですね、減るのは。

私かわからなかったのは、例えば若葉区なんかは1,700人減るにもかかわらず、平成31年

度に小規模保育所は増やす、事業所内保育所は増やすとなっているんですね。これは需給のバランスから言えば非常におかしな数字だなと思って見ていたんですけども、まずこの辺はどうですか。

○宮本会長 ご説明をお願いします。

○秋庭保育支援課長補佐 若葉区のこの数字につきましては、実は全くの新規というのはご指摘のとおり減る状況にありますので、これについては0で考えております。新しくは増やさないんですけども、ただここにおっしゃるように、小規模では9、事業所内では1とありますが、これは例えば小規模の9といいますのは、今ある認可外保育施設が何割かはこの小規模保育事業に移行してくるのではないかとか、既存の施設が移行してくるということを想定しまして、こういった数字になっております。全く新しく、つくるということはご指摘のとおりでございますので、想定はしておりません。計画の中には入れていないというところです。

○山崎委員 もう一つだけ少し聞きたいのが、この31年度には今認可されていない保育所が認可を得るということですから、この子たちは待機児童に含まれている数字だと解釈すればいいですか。要は、認可されていない子は待機児童とカウントしますよね。その辺がちょっとわからないものですから。待機児童としてカウントしたにもかかわらず、今度は認可されるわけですから、この時点で待機児童ゼロと解釈するわけですか。

○秋庭保育支援課長補佐 実は、今現在も市が補助金を出しているような認可外の保育施設につきましては、入所待ちの児童としてはもちろんカウントはしているんですが、国の定義でいうところの待機児童からは除外しております。

ですので、今のご質問でいいますと、今現在も認可外は認可外ですけども、今年の4月待機児童ゼロを達成につきましても、待機児童のカウントからは外しております。

○畠山委員 この確保方策で、私立幼稚園が認定こども園に移行ということで、6割ぐらいの私立幼稚園が移行するような計画になっていると思うんですが。私もこういった収用定員の充足率が7割切っているということで、幼稚園もできればそういったことに、この31年以降また減少していくわけですから、できるだけ多くの園が参加できればいいと思うんですが。

現状足元を見ると、今1園だけしか変わっていないということで、この63園が移行した場合に、大体どのくらいの子どもたちが認定こども園で教育をしていくのかというのを、この表でどういうふうに見たらいいんですか。例えば、3歳、5歳が1号認定の子ども、幼稚園で11,850人が31年では5,632人になるんですね。これはあと、幼稚園でこれまでどおりの、私学助成を受けている幼稚園で、1号認定だけで受け入れている幼稚園の数字というのはこの数字になると見ていいのか。この見方がよくわかりません。

○宮本会長 お願いします。

○こども企画課上田主査 こども企画課、上田と申します。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問なんですけれども、まず認定こども園で受け入れていただくように想

定している1号認定のお子さんの数というのは、この全市の表でいきますと、教育・保育施設という色のついた囲みのそのすぐ下、認定こども園というラインがありますけれども、こちらのラインの上にある1号、例えば27年度ですと87という数字、こちらの部分になります。

それから、幼稚園で受け入れていただく想定をしている1号認定のお子さんというのは、この中の認定こども園の下の保育所のその次の幼稚園というところ、ここの幼稚園には※書きが附してありますけれども、新制度に移行される幼稚園も現行制度に残られる幼稚園も、今は一緒にまとめて数字として計上しております。最終的にはこれを分けるということも検討したいとは思いますが、現時点では全て幼稚園は一緒に計上させていただいているということになります。

○**畠山委員** もうひとつよくわかんないんですけども。表の見方であまりお話ししてもしょうがないんですけども、今14,000人の幼稚園に通っている子どもたちがいて、27年度の計画では12,000人ぐらいの子どもが1号認定になると。それで、認定こども園にこれを見ると330人ぐらいが、認定こども園に、幼稚園か保育園かわかりませんが、そこに移行してくると。こんなふうに見ていくんですかね。

それとあともう一つ、おそらく統計上の何かがあるからわかるんでしょうけれども、今生まれている人たちの推計人口が何人かといったら、ある程度見当がつくんですけども、生まれてこない人たちでこの数字で見ると、かなり大幅に減ること前提で、5カ年計画ですからこれは一つの統計上の案かもしれませんが、もしこういうふうにするのであれば、どこかでローリングしていかないと数字が大きく狂ったときに、例えばどこかに1,000人規模の大規模なマンション開発が始まるとか何とかというのがあっても知れません。そういった仕組みをどこかに残しておかないと大変ではないかなと思ったので。

○**宮本会長** いかがでございましょうか。

○**こども企画課上田主査** まず、初めの表の見方でもう少し解説させていただきますと、27年度でいえば、認定こども園のその330という保育という欄にある330人というのは、2号認定を受けて保育を受けるお子さんになります。いわゆる1号認定、4時間程度の教育を受ける方というのが87人ということになります。

それで、今幼稚園に現に14,000から15,000人入園されているのに、この1号認定の11,885というのが少し小さいのではないかなというようなご指摘かもしれません。そうであるとすれば、2号の教育という欄がございまして。こちらは、ご両親が共働き等で保育を受ける程度に働いておられたりするんですけども、現に幼稚園に通っている方でございます。ですので、今の14,000という数字に近いのは、11,885と教育というところの2,472を足した数というのが現に幼稚園に入っている数に近いかと思っております。

○**畠山委員** わかりました。

○**こども企画課上田主査** あとは、推計人口との関係なんですけれども、おっしゃるようが一番単純な推計方法で人口推計を出す方法と、もう少し複雑に、例えば社会的流入とか

流出とか、そういったものを勘案して推計人口を出す方法があるかと思います。大きく分けるとですね。

一応この推計は、今年度新たに私どもの政策部門で推計した数字ですので、ある程度社会的な要素、変化を反映しているものだと考えておりますが、おっしゃるように5年先の推計人口が当たる確率というのはあまり高くないと思います。ですので、先ほど資料の中にありましたけれども、資料1の1ページ目のローマ数字の2番、確保方策設定の基本方針の5番目に挙げさせていただきましたが、やはりおっしゃるようにローリングをして、その結果妥当でない数字になってきたら、29年度を目途に見直しをした方がよいであろう、そういうような考え方をしております。

○畠山委員 わかりました。

○吉江委員 数という問題に対しては、区単位で考えるのか、保育園単位とか小学校単位で大分変わってくると思うんですね。ただ、今一番4月1日の待機児童ゼロから、今度は1年間待機児童がなくなるように、そして希望する保育園に入れるようにしていけばいいのかなど。ただ、それにはどうしても量が必要だということで、現在定員の今、野中委員がこの数の増加によって質の低下というのを考えられていましたけれども、面積とか職員配置というものは守った中で、定員増、2割増しとかというような形で、ここの継続的なのが多分この数字の変化とともに、本当の定員の中で質も同じ形でいくのではないかなどは思いますけども。

美浜区の私のところは現に学区は、保育園の隣が真砂第五小学校で、裏が第二中学校です。140人定員なんですけども、小学校は6学年あって100人を切っています。そして、中学校も130何人というような地域です。ですから、この数字がイコールにはならないというのは皆さんもご存じだとは思うんですけど。

その中でどんな保育サービスができるのかなという形では、今後働いているからだけではなくて、子育て支援というところでは、その数よりも、短時間で終わったりする方が増えてくるのかなど。そしてその支援の中には本当に、育児で悩んでいる人もいらっしゃるし、どう育てていくか困る、そういうところの窓口になって少しでも保育園でほかのお子さんはこうなんだということで安心していくような場面もあると思うんですね。そういう人たちも入れる、そして質を上げていくということがこの数字の中に入っていると思うんですけども、ストレートに出てきていないと思います。

この細かい人口動態が見えてくればすごく見えてきて、一番はあと保育所の人材分布ですね。もっとうちあたり面積があるんですが、保育士が決まらないというような。数ではないんですね、どんな保育士が欲しいかと、それは多分ご父兄の方がどんな保育園がいいのか、保育園があるからそこに行くという時代ではなくなってきていると。

そこら辺が千葉市の計画の中で数というものの中にそういう意味が込めて、質を落とさないように量の確保とプラスアルファの新システムに乗ったことをやっていこうということで、多分的には増えてくるのではないかなど。また増えて、それに子育て一人で悩むん

じゃなくて、幼稚園、保育所また認定こども園でサポートしていくというのが数見込まれて今後出てくるのではないかなとは思いますが。以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山崎委員 今のと関連するかもしれないんですが、一番最後に確保方策の実行に当たったの主な課題というのが載っているんですけど、先ほどもちょっと質問があったんですが、いわゆる保育の質を落とさないでほしい。当たり前のことなんですけど、保育の質って何だろうなと考えたときに、やっぱり保育士の質なんですね。保育士の質が上がらない限りは、保育の質なんて上がるわけがないですから。

という意味では、やはり人材をどう求めていくかということというのが非常に大事な問題であって、先日、私たち協議会の中で養成校だとか、進路指導の先生、それからその担当の人、あるいは教授だとか十何校集まっていたいたんですね。もちろん千葉市では全部来ていただきましたけれども。千葉市内の地元の求人があればみんな入るんですね。そういう意見が圧倒的に多かったんです。我々は給与が安い、だから来ないのかな、あるいは休暇が取りづらい、だから来ないのかなというふうに解釈していたんですけども、そうじゃなくて、求人そのものがないんだと。求人自体はあるんですけど、いろいろ聞いてみたら、やっぱり新規に立ち上がる保育所、保育園にみんな行ってしまうんですね。自分たちで新しい保育園を立ち上げたいとかそういう意味合いがあると思うんですが、そういう話がかかなりいろんな学校から出てきました。江戸川を渡ると東京都ですから、相当いいのではないかなと思ったら、江戸川を渡る人というのはあまりいないというんですね。千葉県の養成校の中では。

したがって、我々千葉市として、保育の質を上げるためには、やはり保育士の質を上げなければならないんだなと。そのためには、私たちも、多分幼稚園の人、保育士もみんな一緒だと思うんですけども、やっぱりそれなりのバックアップというのが必要だと思います。そんなことを感じたものですから、補足だけしておきたいと思います。

○畠山委員 全く幼稚園も保育園も一緒だと思うんですけども、やはり保育・教育の質を上げるというのは、保育者の質を上げて、いい教員を採用するということが大事だと思うんです。

それで、今年採用に非常に困っている幼稚園は多いんですけども、最近、公立の保育所が試験の決定時期が遅いということで、決まるまではなかなか学生たちがそれぞれの幼稚園の受験に来ないみたいな話があるんですね。これも早くできればいいという話と、そもそも言えば、民間の幼稚園なんかは全部私立ですから、保育園なんかはできるだけ民営化して行って、ある程度かなり民間の保育園、それから幼稚園に比べると公立の市の職員の給与ベースは、人事院の給与表を見てもかなり高いんですよ。3年目か4年目ぐらいは民間の園が高いんですけども、30ぐらいになるとかなりの開きになってきます。

それで、そういったものを抜本的に考えていただいて、私立の幼稚園が認定こども園に

移行すると、6割近くの幼稚園が移行するというのであれば、政策誘導するのであれば十分な財政的な裏づけをもって、そういった計画を立てていただきたいし、それから幼稚園と保育園の、今保護者負担がまだ決まっていませんけども、その辺についても幼稚園に通いながら行く人たちと、それから保育園に通う人たちの保護者負担が同じ幼児教育を受ける対象になるということですから、これはできるだけ同じようになるように十分な財政的措置をとっていただいて、移行がスムーズに、多くの幼稚園が参加して認定こども園に移行して、千葉市の幼児教育が充実できるように、この具体策の段階でぜひいろんなことを、私たちの団体の希望も聞いていただいて政策をつくっていただけたらと思います。

以上です。

○宮本会長 藤澤委員も。

○藤澤委員 保育士の確保というのは非常に大きな課題だし、それから入ったとしてもその人たちの資質向上というのは非常に大事なので、どうやって人材育成するかというのも大きな課題だと思っています。それから、一旦キャリアをやめた人たちが再就職したときに、今までのキャリアが継続できるような仕組みづくり、それからある程度初任者できて、その後中堅になったときに、キャリアアップがきちんとできるような処遇改善も必要だし、目指すべき主任保育士の姿だとか、あるいは副園長の姿だとか、やはりきちんと目に見える形での研修等の体制も非常に大事ですので、そのあたり、国でなかなか、公定価格の中では反映されない部分がありますので、市独自でキャリアアップ、それから新任の職員をどうやって人材育成していくかというような、研修制度の充実などが求められていると思います。

それからもう一つ加えて言えば、新幼保連携というのを随分たくさん考えておられるんですけども、その中で一番ハードルが高いのが職員が両資格を併用しているということだと思います。常勤職の中では両資格を、8割ぐらいの者はおそらく持っているのではないかなと思うんですが、非常勤の職員に関しては両資格を併用している者は非常に少ない場合があります、特に保育所の場合、時間外保育士については非常に確保が難しく、その人たちにまで両資格を求めるのは非常に厳しい状況です。

なぜ幼保連携のハードルが高いかというと、5年以内に両資格を持たなければならないというので、それならば保育所型にとどめておこうか、幼稚園型にとどめておこうかという考えもあります。特に、非常勤の職員については、例えばすごく実戦力になっている50代、40代の職員にこれから先、もう一つ資格持ってくださいというのはなかなか厳しい。

両資格併用に関しての資格を取りやすいような方法というのは国で考えていますが、それに対する補助が今年度示されているかと思います。だけど、なかなかハードルが高くて、年度内に資格を取らなければいけないとか。今要綱がやっと来た段階で、単年度で一体できるのかどうか。おそらく、非常勤にしても常勤にしても両資格を持たないために8単位なり取得するためには学校にかなりの回数行かなければならなくて。その間やっぱり単年度で取るというのは難しい。やはり複数年度にかけて少しずつ単位を取っていくという方

法が考えられますので。認定こども園の移行を推進するとすれば、この両資格についての問題も一つ考えていただきたいなと思います。

それから、短時間保育士、それから時間外保育士については、ある程度もうちょっと、5年でもし取れなければ、おそらく国の補助体系には入ってこないと思いますので、市独自で時間外だとか、片方しか持っていない保育者が継続して勤務できるような方向性も検討していただけたらなと思うところです。

それと、今、保育者の資質の問題なんですけど、ちょっと元に戻らせていただいて、例えば花見川区あたりで、確保方策で認定こども園の数とか保育所からの移行と入っているんですが、若葉区についても花見川区についても子どもが減ることがわかっている、小規模保育については今の数をそのまま移行するから特に増やすわけではないということですが、認定こども園につきましては新しく幼稚園型についても保育園型についても、幼稚園からの移行ならば1号のほかに2号、あるいは3号を確保するわけで、2号、3号の定員を増やすわけですよ。保育所からの移行については、1号の定員をおそらく増やすことになる。そうすると、やはり余ってしまうのではないのかなと、今よりは1号も2号も定員を増やす方向で確保されるのではないかなと思うんですが、そのあたりはどうお考えなのか。

それから、その数も大事なことはないのかなと。利用定員を設定していきますので、幼稚園が2号、3号、利用定員を設定するとすれば、この計画の中ではどの程度の人数で、人数まで考えて設定しておられるのか、そのあたりお伺いできればと思います。

○宮本会長 まとめてご回答いただけますか。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課です。

今の認定こども園のところなんですけれども、幼稚園からの移行、保育所からの移行でそれぞれ増えることになるというお話でしたが、イメージとしましては、幼稚園からの移行につきましては、先ほど出ていました幼稚園の今の定員に対する充足率、実際に100%の定員に対して何人入っているか、これが約70%ですので、その空いている30%を利用して基本的にはまず3号児童を受け入れていただくと。

それと、将来的には1号児童が減って、2号児童が増えていくというのが今の全体の流れですので、今の1号児童が減った分、2号児童を増やすということで、そこについては1号と2号の基本的には入り繰りになるのかなと思っております。

それから、保育所から認定こども園の移行につきましては、これについてはあくまで数字上の話なんですけれども、まず幼保連携型については、これは1号児童の数というのは想定しておりません。1号児童の定員は設けなくてもいいというのが幼保連携型ですので、1号児童は想定しておりません。

ただ、保育所型につきましては、今の県の条例上1号児童の定員を設けるということになっておりますので、これにつきましては便宜上、各学年1名ずつ、1号児童の定員枠は設けております。この数字の積み上げとしてはそういう考え方しております。

あとは、認定こども園、幼稚園型あるいは幼稚園からの改修等を考えているんですけども、そういった数につきまして、幼稚園からの移行につきましては、2号児童として10人ほど。それから、先ほど30%の枠で3号児童、1・2歳と0歳児を考えますと言いましたが、1園当たり0歳児と1・2歳児の3号児童で10名ほどと数としては想定しております。

○宮本会長 保育士の研修についてはいかがですか。

○岡崎保育運営課長補佐 保育運営課の課長補佐の岡崎でございます。

保育士の確保と、それから両免許の併用についてお話がありました。これについては、千葉市においても非常に課題であると考えております。実は、今年度から民間保育園と幼稚園に対して、片方の免許を持っている方が特例の期間を利用して、もう一つの資格を取る場合についての補助制度というのを開始したところです。あわせて、千葉市と市内の養成施設の3短大と協定を結んでいるんですけども、それに基づきまして、幼稚園資格、それから保育士の資格を取るための特例講座を今年から開講していただいております、夏休みに幼稚園の職員の方が保育士の資格を取るための講座、それからちょうど今、民間の保育園に勤めていて、幼稚園の資格を取る講座を実施しております、かなりの参加率だったと聞いております。

このような施策については、来年度以降についても続けていきたいと考えているところと、あわせて保育士の確保についても、いろいろ処遇改善等の国の施策もあるんですけども、なかなかそれが実際の処遇の低さの改善にはつながっていかないということも承知しております。それに対して、市として何か単独の補助というのもご意見としてあったんですが、それについても今できるかどうかというのはお答えできないんですけども、そういったことも含めて今後の課題と考えていきたいと思っております。

以上です。

○宮本会長 そうしましたら、まだたくさんご意見があるだろうと予想するんですが、まだ議題が残っているものですから、先に進ませていただきたいと思います。

議題2が地域事業ですね、この確保方策についてということで、まず事務局から資料2に基づいてご説明をいただきます。

○こども企画課上田主査 それでは、私からご説明させていただきます。資料2、地域事業の「量の見込み」と「確保方策」(26.10.31案)という資料をお手元にお願いいたします。

私からは、こちらの地域事業の資料の全体をご説明しあげた上で、時間の都合もありますので、今回は前回から量の見込み、それから確保方策の数字が動いているものに絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにありますとおり、1から11までの事業をまとめてのご説明になりますが、一番下の囲みがございますけれども、地域事業というのは実は13事業と言われておりまして、あと二つ事業がございます。一つが、実費徴収に係る補足給付、それからもう一つが、多

様な主体の参入を促進する事業というものなんですけれども、これらにつきましては、まだ内容が国でも確定していなくて、検討中という状況であります。ですので、こちらは現時点では、量の見込み、それから確保方策というような数字を出すような形にはなっておりません。ご了承ください。

それでは、まず私から、3番、一時預かりの3-1と3-2をご説明した後に、本日は数字が動いておりますのが、数字が動いているとは限らないんですが、ちょっと考え方の記載を加えさせていただいたものがありまして、1番の放課後児童クラブ、それから5番の病児保育事業、こちらに的を絞ってご説明さしあげます。

まず、3番の一時預かりのご説明になります。3-1ですので、1枚紙をめくっていただきまして、表紙を含めて3枚目のペーパーになります。真ん中の3-1、一時預かり（幼稚園型）・幼稚園の預かり保育（不定期利用）というところでございます。

こちらにつきましては、前回から量の見込みと確保方策について数字が動いてはいないんですけれども、箇所数というのを追加してございます。こちらは、現状の幼稚園における預かり保育の実施状況を把握いたしましたので、そちらを記入したものでございます。基本的には、幼稚園で現在預かり保育を行っているところは、引き続き行ってくださるだろうという見込みのもとに箇所数を入れてございます。量の見込みと確保方策は、27年度から均衡すると。27年度から量の見込みに対応する事業量を供給できると考えております。こちらは、箇所数のご案内になります。

次の3-2でございます。一時預かり（幼稚園型）・幼稚園の預かり保育（定期利用）というところでございます。こちらは、前回確保方策のところ、全て検討中とさせていただいておりましたが、結論から申し上げますと、27年度から量の見込みに対応できる確保方策が講じられるであろうという見込みを立てております。

こちらの量の見込み、どのように出しているかと申し上げますと、こちらはどういう方の数かと言いますと、先ほど保育、2号認定の教育というところの人数、例えば資料1をご覧くださいますと、資料1の1ページ目の27年度ですと2号の教育と書いてあるところ、2,472人とありますが、現に幼稚園に通ってらっしゃるけれども、ご両親が共働き等で保育認定を受けられるぐらいの状況にある方という方が、この量の見込みを算出する単位のもとになっております。現に幼稚園に通っておられるということですので、その需要に対して供給というのは現時点でも充足されているということでございます。ですので、今後もその状況というのは引き続き続くであろうと見込んでいるというところでございます。一時預かりについては以上でございます。

続きまして、資料が戻ってしまいますけれども、1枚お戻りいただきまして、放課後児童クラブをご説明させていただきます。

○渡邊健全育成課長 健全育成課の渡邊でございます。座って説明させていただきます。

放課後児童クラブです。数字に関しては、前回の資料と変わってございません。方針としましては、まず一つ目として児童数が減少に。一番下に推計児童数の全市的な数字がご

ざいます。26年度実績が52,186、これが31年になりますと、48,236人まで児童数が減少するということを捉えつつ、学童保育に関しましては、地域的なものがございまして、利用者増が見込まれる地域、地域といたしましては、これは学校です。このような学校に関しましては、ルームの受け入れ枠の拡大を行っていくということがまず一つ目の方針です。

二つ目としまして、来年から新たに受け入れ対象児童が高学年まで、6年生まで段階的に受け入れを拡大すると考えております。

まず、27年度につきましては、4年生まで希望する児童を受け入れられるように事業を拡大して、その後順次受け入れを拡大して、29年4月までに6年生の児童を受け入れていこうと3年計画で考えています。これに関しましては、1校1校の利用児童を綿密に計算しまして、順次拡大をしていきたいと思っております。

なお、一番下、「なお、既存ルームにおける」というところですが、既存ルームにおける高学年の受け入れが困難な地域、今でも待機児童が出ている、そういうルームがありますが、こういう地域では放課後の特別教室等を活用して受け入れ、27年度で、27校、そして1カ所の28カ所の場所で高学年の受け入れをしていこうと。順次28年、29年、最終的には50校ぐらいの学校で、特別教室を活用しながら高学年児童を受け入れていこうと計画しています。

以上です。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課の秋庭と申します。

続きまして、病児・病後児保育です。番号で言いますと資料の5番目です。

病児・病後児保育につきましては、前回と変わるところは量の見込みとその確保方策の下のところですが、利用定員（箇所数）とございまして、前回までの資料は、ここは箇所数だけで考えておりました。例えば、中央区の27年度、一番左上のところですがけれども、定員は16、箇所数は括弧内の2カ所という見方になります。前はこれ2カ所だけでした。施設によって、あるところは8人まで受け入れられる、あるところは4人まで受け入れられるというように、それぞれの施設のキャパシティが違うところもありまして、現にこの表上では出てこないんですが、美浜区なんですけれども、今年度、平成26年度に1カ所で定員が4人だったところ、同じく1カ所のままなんです、定員8人にまで今年度増やしております。こういったような拡充方策、なかなか箇所数を増やすというのも難しいところとございまして、今年度につきましては同じ箇所数を増やすのではなくて、定員を増やすというようなことも行っておりまして、そういったこともありまして、この表の整理の仕方として、定員とそれと箇所数を両方併記していると。

この定員による考え方ですと、最終的には3カ所つくるというのは前回と同じなんですけれども、前回ですと稲毛区に1カ所、中央区に2カ所つくるという計画になっていたんですが、稲毛区の1カ所につきましては、定員が8人と多い状況でありまして、今回は稲毛区ではなくて、精査した結果、花見川区に1カ所つくと。もともと中央区2カ所、稲毛区に1カ所だったものが、中央区2カ所は変わらないんですが、花見川区に1カ所と、

設置する区も変えてございます。

変更点としては以上でございます。

○**こども企画課上田主査** 地域事業のご説明につきましては以上でございます。

○**宮本会長** ありがとうございます。

それでは、これも資料が大変多いんですけども、ご意見、ご質問等ありましたら、どうぞ。

○**原木委員** 病児保育についてですが、今後受け皿をどんどん広げていくということで、単に利便性の高い総合病院ということではなく、もちろん利便性も大事なんですけれども、利用者が利用しやすいという意味では、やはり小児科医の小児医療のバックアップが受けられるところでないと、かなり今後利用しにくくなってしまいます。結局熱が出たらお帰りいただく病児保育では利用しにくいですので、そのあたりを考慮して総合病院であっても考慮して決めていただければと思います。

以上です。

○**宮本会長** ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○**畠山委員** 放課後児童クラブなんですけども、これは高学年か、4年生から6年生も逐次移行してくると思うんですが、区によっては全部社会福祉協議会を通じて運用されるのでしょうか。例えば、幼稚園の定員が先ほど言ったように3割ぐらい空いているところがあるんですけども、そういうところで高学年の子どもたちというのはなかなか難しいと思うんですけども、仮に例えば1年生とか2年生ぐらいのところでは預かって、そういうところにある程度子どもを、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが来たら、幼稚園の下の子どもをお母さんが迎えに来て連れていくみたいな、そういった取り組みというのは、可能なのでしょうか。

○**渡邊健全育成課長** 現在のところ、そのようなことは考えておりません。現在子どもルームは、校外にある施設を校内へ移すことを基本に考えています。

今後も、低学年も児童数が減ってくるということで、現在、待機児童は夏休みが終わるとぐっと減ってきます。現在一番多いところ（美浜区）で10人程度の待機児童が出ていますが、全体的には、非常に少なくなっている状況です。

幼稚園が空いているので、幼稚園で放課後の児童を預りたいというご提案もいただいています。現在のところ、社会福祉協議会に、低学年、高学年と一括して、委託する予定でございます。

○**大場副会長** 今現在の運営の仕方というか、実態を考えると、非常に運営時間が、原則はもちろん放課後という形で放課後やるんですけども、実態は、例えば、夏休みや冬休み等の長期のお休みの時は、朝の8時半から、長期の場合は7時、夕方まで預かると。それから、土曜日についても、朝の8時半から預かることとなりますので。利用できる時間帯と、それから、レアといえばレアケースなんですけれども、長期にわたって預からな

ければいけない。それに合わせてお子様もあっちに行ったり、こっちに行ったりというのは、あまり好ましいこととは考えないので、できる限り、その学校の近いところで、一貫したお預かりができればと考えて運営しているところではあります。

○宮本会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょう。

○藤澤委員 以前、学童保育の一時預かりの希望が、やはり保護者の中からはかなりあるかと思うんですけど、そのあたりの対応は、いかがなものでしょう。

社協で受けてらっしゃる学童クラブについては、そういう受け入れは可能なんですか。

○渡邊健全育成課長 一時預かりでございますけれども、現在のところ、そのような制度は実施しておりません。しかし、民間では、一時預かりを実施しているところはございます。

ただ、一時預かりといいましても、学童の場合には夏休みの預かりというのは、非常に多いです。

今回、27年度からの小学校27校に特別教室をお借りして、夏休みは朝から保育する。比較的、提供していただく部屋が、図書室を中心に大変広い部屋でございますので、そこでかなり今年までと来年の夏は状況が変わってくるのかなと感じています。

○宮本会長 よろしいですか。

その他いかがですか。

学童保育の指導員は、先ほどの保育士等の不足の問題とかかわっていかがですか。

○渡邊健全育成課長 当然28カ所でやると、それなりの指導員の確保というのが求められます。現在、教職員のOBまたは来年度、教職を退職する方、こちらにも市教委を通じて、このような仕事があるということを、希望があれば、手を挙げてもらえるような形、または再任で、62歳ぐらいで切れてしまって、その後、まだ働きたいというような方々にも、一応声をかけていただく、こういう方策をとっています。

もう一つは、来月PTAの全市的な総会がございしますが、子育てが一段落した方とか、保護者の方に指導員として入っていただくと非常に学校との連携がうまくいくのかなと思いついて、社会福祉協議会と一緒に、PTAの総会に行って、保護者の協力、これは、どちらかという資格を持っていない方になってしまうかも知れませんが、補助指導員ということで、呼びかけていきたいと考えています。

○大場副会長 今、指導員とパートさんというか補助指導員という扱いで、800人弱の人間を雇用して、私ども運営しているような状況になっているんですけども。今回、高学年もスタートさせるということで、これにプラスして、おそらく100名以上の方のお手伝いが必要になってくると考えています。

今、課長からご説明があったのに加えて、私どもは民生委員、児童委員さんがいらっしゃると。その事務局をやっておりますので、その児童委員さんを通して、お声掛けをいた

だくというような形で、できるだけ地域に密着した方を、近くの施設にお手伝いをいただけないかというようなことで、いろんな形でお願いをしているというのが現状です。そこでもかなり厳しいのかなというのが、今の認識としては持っております。

以上です。

○宮本会長 榎沢委員、どうぞ。

○榎沢委員 榎沢です。

放課後の空き教室、特に特別教室を活用したり、図書館を利用するということですが、学童保育についても、それなりの環境を考えないといけないと思います。

現在は、放課後児童クラブは、例えば、ここら辺であれば建物が敷地内に建っており、その中には一定の教材が用意されており、指導員の方がいる、というふうに行っています。

学校の教室は、特に学童保育を念頭に置いて設計されているわけではないでしょう。そうすると、それを使う場合には、それなりの配慮が必要です。場合によっては改修も必要でしょう。やはり学童保育の場合も質を考えないといけないと思います。

なおかつ、1年生と6年生とでは、発達段階がかなり違ってきます。現在は3年生まで、一応それを越えても入ることも可能ですが、やめていく人が多いですね。高学年になってくると塾に行くことが多くなるので、やめていく人が多いです。したがって、大体、1、2、3年生ぐらいまでの年齢幅で行われていると思います。

それが6年生までとなった場合に、学年によりすることがかなり違うでしょう。それから主に学童保育では、学校の宿題をします。したがって、どういうことを学童保育の中でするのかを考えた上で、それに適切な環境を考える必要があるのではないかと思います。特別教室、空き教室を利用するのは、有効利用という点で必要かと思いますが、ただ空き教室を使うのではなくて、それなりの質を考えた取り組みが必要ではないかと思います。

その辺は、どのように計画しているのでしょうか。

○渡邊健全育成課長 低学年の児童に関しましては、やはり遊びと生活の場ということで、かなり指導員の指導によって保育をしなければいけないという考えでございます。

ただ高学年、4年生以上になると、逆にギャングエイジという時代に入ってきますので、大人とかかわるというよりは、子ども同士の遊びのようなことが多いと考えられます。

ですから、環境としてはもちろん、低学年の学童保育と同じような環境を提供したいと思いますが、資源の有効活用ということを考えて、教室または特別教室等をお借りして運営してまいります。4年から6年というのは、ほとんど一日を除いて6時間授業ですから、下校が大体4時ぐらいになるということを考えると、中で学習をはじめとする、宿題をするとか、図書室等であれば本を読んでゆっくり過ごすというようなことで、多少、低学年とは違ったメニューの提供が考えられると考えています。

○宮本会長 榎沢委員、よろしいですか。

○榎沢委員 発達に合わせたということと、それから、やはり学習というところが、保護者からすると大きな関心のあるところだと思いますので、そここのところの手当てとして考え

ていただければと思います。

○宮本会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○吉田委員 今、学童の職員の方のお話を聞きましたけれども、教職員のOB、PTAの方、いろいろ地域の子育てを終わった方というお話があったんですけども。学童保育は夕方でございますから、お仕事も終わられた方でも、年齢制限とか、そういうのもあると思うんですけども、あと職種的に看護師さんとか、ああいう職種を持っている方なども採用されるのでしょうか。

その辺がちょっと気になりまして、もし看護師なんかいたら、体調が悪かったり、ちょっとけんかしてけがをってしまったりと。指導員の方がいらっしゃるから、そういうこともあんまりないと思うんですけども、すごく心強いのかなという感じがいたしました。

○渡邊健全育成課長 指導員の確保に関しましては、あらゆる手を尽くして、できるだけ一人でも多く採用していきたいと考えています。

当然、看護師さんや養護教諭のOB、こういう方々も対象になりますが、とにかく資格のある方となりますと、どうしても教諭、保育士、幼稚園教諭になるわけです。そして指導員をサポートするという意味では、地域のボランティアの方とか、民生、主任児童員を含めた、地域の力というのも借りてこななければいけないので、とにかく社協と相談しながら、あらゆる手を尽くして、人材の確保に努めてまいりたいと思っています。

○宮本会長 それでは、まだこれも、ご意見いろいろとあるかと思いますが、次の議題3番に移らせていただきたいと思います。

議題3は、事業計画の位置づけと骨子でございます。事務局からご説明をお願いします。

○植草こども企画課長 こども企画課の植草です。

今、お手元に配っております、資料3をご覧ください。

「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけということで、今、私どもが、策定作業を進めています「(仮称)千葉県こどもプラン」についてというタイトルがついていますけど、資料3のここをご覧くださいたいです。

まず「こどもプラン」、この策定の趣旨としまして、今年度、27年3月で「夢はぐくむちば こどもプラン」、これは次世代育成支援行動計画の後期計画というものですが、その計画期間が終了いたします。

それから、引き続き、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために、この下に四角で囲んでいますけども、①で「子ども・子育て支援事業計画」。それから②から④までございますけども、こういった計画、これらを一体的にまとめました(仮称)千葉県こどもプランを策定しているところでございます。

このこどもプランの計画期間でございますけれども、平成27年度4月から31年3月までの5年間となっております、その下、3のところ、施策体系ということで示しておりますけれども、これは今、基本施策1から11までございますが、この並びにつきまして策

定作業中ということもございまして、順不同でございまして、今お示ししているところのゴシック体に字体変更してございまして、一つ目の基本施策1、ここに子ども・子育て支援ということで、この新制度の分、それから基本施策2というところで、出産・子育て期におけるワーク・ライフバランスの推進、以下3から施策の基本施策の11子ども・若者の健全育成まで。こういった施策の体系を予定しております、このうち1と2のところにつきまして、二重丸で、括弧で入れてございましてけれども、この施策二つにつきましては、子ども・子育て会議の審議の対象とさせていただき予定でございまして。

そして最後、4の策定スケジュールでございまして、この後、11月下旬。これは後ほど、議題4のその他、スケジュールのご説明をさせていただきますけれども、第5回目となります、子ども・子育て会議でこの後、また読んでいただければと考えていまして、計画の素案を策定いたします。

そして12月下旬、第6回目の子ども・子育て会議の中で、また進めていただきたいというところでもございまして、年明け1月にパブリックコメントを実施しまして、最終的に3月末に計画を策定するというスケジュールを予定しております。

それから続けて、資料4でございまして。

こちらは、子ども・子育て支援事業計画の骨子でございまして、括弧でたたき台と書いておりますけれども、先ほど資料3で説明したプランを構成する事業計画に盛り込む事項、それと記載事項のイメージを下の表に落とさせていただきます。

この記載事項でございまして、これは国の基本指針に準拠してございまして、この基本指針というのは、ファイルで皆様の机の上に置いてございまして、ここのインデックスでナンバー3と書いてございまして、ここに参考で入れてございまして。

まず、項目としまして、一つ目にこの新制度の趣旨。それから二つ目に現状と課題。それから3番目に目指すべき姿ということで、この新制度に基づきます、子ども・子育て支援施策の実施によりまして、本市が目指すべき姿を記載する予定でございまして。

そしてこの支援施策については、4の中に施策体系といたしまして、一つには、教育・保育施設。それから地域型保育事業、そして地域子ども・子育て支援事業。それと、新制度に移行しない幼稚園につきましても、本市における幼児期の学校教育の担い手として、この計画に位置づけることとしております。

そして5番目に、教育・保育の提供ということで、例えば(4)でございまして、教育・保育での量の見込みと確保方策、これにつきましては、それぞれ「量の見込み」、「確保方策の内容」、設定に当たっての考え方等、あと産休・育休後の円滑な保育の利用、それから、特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育の提供などを盛り込むこととしております。

それと(5)の教育・保育の一体的な提供につきましては、基本的な考え方や目標を設定します。(7)の質の確保・向上につきましては、人材の確保、それから資質向上、それと施設等の指導監督などについて触れていきます。(8)として、認定こども園、それ

から、幼・保・小の連携の推進ということで、いわゆる「小1プロブレム」の防止に関する考え方や、幼・保・小の連携方法などについて、記載をしていくということとしております。

それから、その下の6の地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、例えば(3)で、量の見込みと確保方策についての考え方、それから、地域事業の質の確保・向上。例えば、こどもルーム指導員等の確保、それと資質の向上などについて触れさせていただくこととしています。

それから、7の関連施策との連携では、これは新制度に基づきます、先ほど4の施策体系のところでも触れさせていただくこととしております、事業と各分野との連携の考え方などについて、記載をさせていただきます。

そして、最後に8の計画の達成状況に係る点検・評価。ここでは、本計画の進捗管理の方法といたしまして、PDCAサイクルの確保、それと、子ども・子育て会議からの意見聴取などをするということについて、記載することとしております。

なお、先ほど資料1の説明の中でも触れてくださっていただきましたけれども、この5カ年の計画期間中の中間年度、29年度を目途に必要な応じて見直すこととしております。

説明は、雑駁でございますが以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明でございますけれども、この委員会で4回にわたって検討してきました子ども・子育て新制度ですけれど、この事業計画は、千葉市のより幅広い分野を網羅する、仮称ですけれど、千葉市子どもプランの一部を構成するものになるということでございます。

今、ご説明のあった資料4ですけれど、これは、次回の議論に向けた、たたき台だということでございます。本日は時間が限られておりますので、具体的な内容について議論する時間はありませんけれども、まず今日はこの枠組みでどうだろうかということで、時間が許す限りご意見いただければと思います。

どうぞ。

○畠山委員 基本的な考え方、これは賛成です。ただし、私たち幼稚園を経営する者たちにとって、とかくこのプランでいうと、量の確保と、待機児童の解消をするという、それが非常に強いものですから、ぜひここに書いてある、教育の質の向上の部分で、この辺のところもぜひ、力を入れていただいて。やはり千葉市で、教育を受けた、これは保育園も全部一緒だと思うんですけど、3歳以上の子どもたちの幼児教育をしっかりとやっていくと、そして小学校への接続をスムーズに行えるような、そういった計画を、ぜひこの中に盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

○久留島委員 久留島です。

先ほどお話ができなかったもので、それに関連することなんですけども。こどもプランと

いう名前がついている以上は、子どもはいなくてはいけないわけで、これから多分、27年で、1号、2号、3号認定を受けるという立場の保護者は、多分認定を受けるという段階で初めて、「あ、こういうことがあるんだ。」ということに気づく方も多と思うんです。そこから、初めてこういうことに目が向く方もいらっしゃると思うので。

そのために、千葉市で子どもを育てたいと思ったら何を見るのかというと、やはりああいう新聞に載ったりすると困るんですよね。やっぱりそういうところで、予算もなければ、消費税上がっても、それが人件費にのらなかつたりということは見込みであるので。

そうした場合に、今一番、どれに優先順位をつけるかといったら、悲しいかな、認可外保育施設を認可していくという部分になると思うんですけれども、そういうところの質をどういうふうにするか、その監督をいかにしていくかというための方策をきちんと示していただきたいなと思います。それによって、いろんなそういうこともしているんだ、じゃあ千葉市に住んでみようかなと思う人もいると思うし、あと学童の4年以降についても、多分試行の段階で、いいなと思ったら、多分初めは塾をやめるという方も、多分塾の方が安心だから、塾にお金を払ってでも預けたいという、塾に行っていることで、安全を担保しているということも、多分あると思うんです。もしそれは、学童として、きちんと位置づけば、もしかしたらこれは増えるかもしれない。

ただ、さっきの学習支援がうまくいけば、もしかしたら、ニーズとしてはあるかもしれないといったときに、そこをどういうふうに安全と安心の担保をとっていくかということについて、また精査していただければと思います。

以上です。

○宮本会長 その他いかがでしょうか。

○藤澤委員 少し位置づけがよくわからないので、簡単なことですがご質問させていただきます。

次世代計画が終了するというところで、新たにこれをつくるということですが、この全体計画の監督というか審議するところは別にあるんですか。社会保障審議会、児童福祉審議会、それ全体が、次世代は引き継がれるということでもいいんですか。それらの一部を子ども・子育て会議で審議するということですか。

○片桐子ども未来部長 まず、制度的な位置づけとすると、これまでの次世代の計画というのは、法律で策定しなければいけない義務というのがございました。今度は、義務があるのはこの子育て支援事業計画だけになります。今後PDCAをやっていくのは、先ほどご説明しました社会福祉審議会、もちろん、この支援事業計画については、この部会で、この会議で構築していただくということで。部分的に、ですから、基本施策の3以降についてはそっちで、社会福祉審議会に分けてですね。社会福祉審議会は見えていただいて、ご意見いただくということも可能なんですけども、一応そういう二つの機関がかかわるということでご理解いただきたいです。

○藤澤委員 では、次世代計画の引き継ぎと理解してよろしいですか。

○片桐子ども未来部長 制度的には、これ必ずしもつくらなければいけないというものではないので、引き続きというか、理念的なもの、それから、実際の施策の方向性というのをまとめているということでございます。

○藤澤委員 ありがとうございます。

○畠山委員 今のお話ですけども、私は社会福祉審議会の委員をやっているんですけども、そこにやはり、社会福祉的な要素が強くてですね。例えば、これはよくわからないんですけども、子ども・子育て会議、今年度、あと終われば、これはなくなるわけですか。できれば、こういったことも子ども・子育て会議のようなところで、幼児教育のところをきちんと議論できる場所をぜひつくっていただきたいと思います。

○片桐子ども未来部長 結論からすると、なくなりません。それで、さっき申し上げた3年後、また見直ししますので、この後の事業の展開状況、社会経済情勢を見て、皆さんからまたご意見を賜って、新しいプランをつくっていきたいということでご理解ください。

○山崎委員 すいません、水を差すようで申しわけないんですけど。策定スケジュールを見ると、この次にあるのが、11月下旬、12月下旬になっていますよね。

例の消費税絡みというのは、今年末で大体出ますよね、方向性は。そうすると消費税が例えば10%にならないとなったときに、ならないという言い方はおかしいですけど、消費税が10%になりませんかとなったときに、こういう見直し案というのは、どこまでどう進めていくんですか。

例えば、極端に言えば、財源がないのに議論をどんどん進めていくのか、あるいはこの財源が、ある程度見通しがついたから、こういうことをきちんとやっということとなるのか、その辺のことは、どういうふうと考えていったらいいですか。

○片桐子ども未来部長 我々も厚生労働省に同じ質問をしました。

基本的には、彼らは、財源は心配するなど。我々が全部確保するから、地方は我々の制度設計と一緒にあって対応してくれということ。我々は、消費税が10%にならない場合というのは全く想定しないでおります。

○山崎委員 よくわかりました。

○榎沢委員 たたき台として、全体の主な内容が示されていると思いますが、実際に、具体的な中身を検討して詰めるのは、どこでされるのでしょうか。事務局でつくるのか、それとも専門家がつくるのか。

というのは、内容によっては、例えば国が示した資料をそのまま書き写せばよいということではなく、かなり検討しなくてはならない内容があるように、見受けられます。

例えば、幼・保・小の連携に関して、取り組みが始まってから何年も経ちます。それにより、これまでいろいろな成果が出ています。そういうことをきちんと視野に入れていかないと、安易なことを書いたのでは、あまり実効性がないでしょう。したがって、ある程度、専門家が内容を詰めないといけないと思います。どういうふうに具体的な中身をつくっていくのが気になります。

○片桐こども未来部長 基本的には、私ども事務局が書きます。ただ、事業の書きぶり、要は深さをどこまでにするかというのともあると思いますけれども、特に専門性のあるものについて、ここでは、ある程度、方向性と理念と今後の事業、どのレベルまで、どんなスケジュールでやるのか、そういうようなことを中心にして、あとは、幼・保・小の連携のところ、あるいは、また別のところで、そういうものについては、明文化して皆さんにご納得いただくような説明をしていきたいと考えております。

○野中委員 先ほどの質問とちょっとかぶるんですけども、例えば、教育・保育の質の確保・向上という部分などを、具体的にこの場で話ができるのかどうかということをご質問したいなと。

あとお話の中でいろいろ出ている、人材を確保する資質の向上ということは、すごく大切なことだと思うんですけども、働く条件というか、クラスの規模であるとか、子ども対子どもと保育者の数であるとか、そういうあたりも、質の向上として考えていただいて、今後、検討していただければと思います。

前にもお話しましたがけれども、3歳児を含めての縦割りとかにしていらっしゃいますけれども、3歳児だけだったら20人に先生1人のはずなんですけど、3歳児を含めたクラスで、25人に1人とか、そのような感じで今なっていると思うんです。そのあたり、やはり3歳児は手がかかるとお思いますので、もう少し加配していただければなと考えていますので、そのあたりも話したいなという希望を持っております。

○宮本会長 そろそろ時間ではあるんですけども、浅野委員や在原委員、伊藤委員あたり、ご発言はありませんでしょうか。今の考えであっても結構です。今日、言い足りなかったことというようなことで、ありましたらどうぞ。

○浅野委員 小さいことなんですけれども、今回、1号、2号、3号認定を受けるというお話、私はこういう会に出席させてもらっているんで、多少認識があったんですけども、下の子の入園説明会に、千葉市の幼稚園に行って、周りのお母さん方、園長先生がこういったお話をちょっとだけされたんですが、「えっ、何それ、知らなかった。そんなのあるの。」みたいな、ざわざわした感じだったんですね。さっき久留島委員もおっしゃっていたんですが、そのとおりで。

やはり地域や幼稚園、実際保護者として見ていると人気のある幼稚園、そうでない幼稚園、私立だとかなり出てくるので、そういうところで環境というのが全然違うんだと、何となく少し素人ながらに思ったんですよね。

ちょっと心配なのが、今後1号さんが多い幼稚園、ここは2号さんが多いらしいよとか、そういうので、働いている人が本当は行きたい幼稚園でも、ちょっと1号さんが多いから、何か友達ができなさそうだからやめとこうかなとか、そういうふうになってしまうと、また環境がすごく特化されてしまうとどうなのかなと。そういう番号というのだけが、ぼんぼんぼんと出てしまうと、そこは少し保護者として、心配かなという部分がありました。あくまで感想なんですけれど。

○**在原委員** 先ほどのこどもルームのところで、お話をしようと思っていたんですけども、うちの上の子、今こどもルームに通わせてもらっていて、去年まで幼稚園の預かり保育を利用して、仕事していたんですけども。保育園、幼稚園までは、夏休み中どうするかとか、そういう心配全くいらなかったんですけども、学校に上がってからルームを利用し始めて、ほかのお母さん方から、夏休み中だけ利用したいんだけど、そういうのはやっているのかしらというのを聞かれたりですとか、あとは、うちの子は土曜日も利用させてもらっているんですけど、土曜日だと時間が4時半までと短かったり、その時間、土曜日だからといって、こちらが早く仕事が終わるわけではないので、学年を6年生までどんどん拡張していくというのは、すごくいいと思うんですけども、その辺の時間の面も、ちょっとどうなのかなというのがあります。

あと、下の子は保育園に今通っていて、先ほど、浅野さんからもあったように、冊子みたいなものが配られたんですけども、私は新制度について知ってはいるので、何となくこういうのが来たなとは思ったんですけど、ほかのお母さんたちからすると、まさに何という感じで。今通っている子はいいけれども、その下の子を入れるときに、どうしたらいいのかわからないというような意見をたくさん聞くので、もう少しわかりやすく説明していただける場をつくってもらえるとうれしいかなと、親としては思っています。

以上です。

○**伊藤委員** 先ほど、こどもルームの指導員について、地域の方を民生委員などを通して確保する方法でいますというお話がありました。子どもを預かって、どうしてこうしてということにかかわる大人というとみんな資格のある人ばかりで、今までずっと話があったので、そうじゃなくてもいいんだということになると、私も何かしらでかかわれたらと思っているのに資格がないので、全然保育士になるとか、行くとか何とかできませんが、それでも何かしらできることがあるとなればいいのにと、ずっと思っていたんです。

だから先ほどお話し聞いて、すごく安心しましたし、多分にできることがあるならという方、たくさんいると思うんです。だから、人材確保するときに資格にあまあまりこだわり過ぎないのも大事なんじゃないかということ、常々思っていたんですけども、今ここでこういう話が出てきたので、すごく安心しました。

○**宮本会長** ありがとうございます。

それでは、残念ですけども、この議題の3、このあたりで切らせていただきまして、最後の議題4のその他ですけども、事務局から。

○**片桐こども未来部長** ちょっとよろしいですか。大変恐縮なんですけど、議題1と2について、この会議でご了承いただけるかどうか、もう一度確認をお願いできますでしょうか。申しわけございません。

○**宮本会長** 先へ先へと進めてしまって申しわけありません。

議題の1と2はここで承認されるということが大切になりますので、いかがでございませうか。議題1と2、承認していただけたということによろしいですか。

(異議なし)

○宮本会長 これが決まりということにさせていただきます。

議題3は承認することではなく、今日のご意見をいただくということで。

議題4について、ご説明をお願いします。

○植草こども企画課長 こども企画課です。

その他といたしまして、2点ほど報告、それと連絡がございます。

まず1点目でございますけど、新制度の市民周知に関するご報告でございます。

お手元の青い冊子資料のファイル、インデックス11というところ、見出しでございます。

その資料をご覧いただきたいと思います。後ろの方でございます。

こちらは9月に本市で発行いたしましたリーフレットでございまして、主に、27年4月から新たに保育所等を利用される方に向けて、新制度移行後の施設等の選択肢、それと利用手続の変更等について、ご案内差し上げたものでございます。

それから、その次のインデックス12というところをめぐっていただきまして、その資料をご覧いただきたいと思います。

こちらは、10月15日号の市政だよりでございまして、保育所等の募集に関する記事と時期をあわせまして、一面に新制度の特集記事を掲載いたしました。先ほどのリーフレットを要約した内容となっております。

それから、インデックス13のところをめぐっていただきたいと思います。

こちらは9月下旬から10月上旬にかけて、6区で開催した、利用者向けの説明会の資料でございます。

こちらにも主に、27年4月から新たに、保育所を利用される方に向けて、新制度の趣旨、それから、これまでとの変更点、それから利用手続などを説明したものでございます。

皆様には、先日、メールでご案内いたしましたけれども、市のホームページに、この説明用のスライドに音声を吹き込んだ動画、それから、来場者から頂戴しました主なご質問と、それに対する本市の回答なども掲載してございます。

以上が、新制度の市民周知に関するご報告でございます。

それともう1点。今後のスケジュールの連絡と日程調整のお願いでございます。

次回の日程につきましては、昨日、個別にご相談させていただきました結果、11月21日の金曜日、午後1時からの開催とさせていただきますと存じます。

誠に急な日程調整になってしまい、申しわけございませんけれども、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、その次の会議でございますけれども、こちらは、12月の中旬から下旬を予定しております。こちらにも、年末の大変ご多用な時期かと存じますけれども、何とぞ、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

そうしますと、次回まで、あまり時間がない状況でございますけれども、事務局はご準備をお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、会の開催にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の会議、全体を通じて、事務局にご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○宮本会長 それでは、本日の議題は以上ですので、会議は終了とさせていただきます。活発なご議論いただきまして、大変ありがとうございました。

この後は、事務局にお返しします。

○鈴木こども企画課長補佐 委員の皆様、長時間にわたり、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、原案を作成次第、ご郵送させていただきますので、内容の確認にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。また、新制度全般や、会議運営などにつきまして、ご意見、ご質問がございましたら、こちらにつきましても事務局までご連絡ください。

それでは、以上をもちまして平成26年度第4回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。